

## 災害時における医療搬送体制の検討 事業概要

### 1 事業目的

令和6年能登半島地震における石川県での医療搬送体制（主にMCCの運用）、南海トラフ地震における三重県の被害想定を踏まえて、三重県独自の医療搬送体制を検討する。

※MCC…令和6年能登半島地震における石川県で災害時に初めて用いられた医療搬送体制。令和6年能登半島地震では石川県立中央病院がMCCの役割を担った。

### 2 事業内容

- ① 令和6年能登半島地震における医療搬送体制について石川県で調査・ヒアリング等を実施  
（実施主体）三重県、三重DMAT・SCU連絡協議会、  
三重県・三重大学 みえ防災・減災センター  
（実施時期）令和7年4～5月
- ② 南海トラフ地震の被害想定を踏まえた三重県の医療搬送体制を検討  
（実施主体）三重県、三重DMAT・SCU連絡協議会  
（実施時期）令和7年4月～11月
- ③ 搬送集積拠点の調査  
（実施主体）三重県、三重県・三重大学 みえ防災・減災センター  
（実施時期）令和7年6～10月

### 3 事業報告

- ① 令和7年8月に中間報告を実施（予定）
- ② 令和7年12月に最終報告を実施

○災害時における医療搬送体制の検討 スケジュール（案）

	実施主体・会議等	実施内容	R6						R7						R8							
			7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
1	三重県	○石川県への視察 ○医療搬送体制の検討 ○搬送集積拠点の調査	医療搬送体制の見直しを報告（R6①：7/24実施）		令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練において既存の医療搬送体制の検証を実施（検討WGは随時実施） （訓練・検証会は2月に実施）						令和6年能登半島地震の医療搬送体制を調査（4～5月を予定） 搬送集積拠点への評価（6～10月を予定） 連絡協議会及び作業部会において随時検討を実施											
2	三重県・三重大学 みえ防災・減災センター	○石川県への視察 ○検討会議等への参加 ○搬送集積拠点の調査																				
3	三重DMAT・SCU 連絡協議会	○石川県への視察 ○医療搬送体制の検討			令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練において既存の医療搬送体制の検証を実施（検討WGは随時実施） （訓練・検証会は2月に実施）						令和6年能登半島地震の医療搬送体制を調査（4～5月を予定） 搬送集積拠点への評価（6～10月を予定） 連絡協議会及び作業部会において随時検討を実施											
4	災害拠点病院 病院長会議	○医療搬送体制の報告																				
5	三重県医療審議会 災害医療対策部会	○医療搬送体制の報告																				

# 現行の医療搬送体制

※「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」より

## ○地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県、市区町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）。

※病院・航空搬送拠点への搬送、医療施設の被災に伴う入院患者の搬送など

## ○広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送。

患者の症状の安定化や搬送のためのトリアージを行うため、臨時医療施設（SCU）が併設される。

※広域医療搬送の対象患者は、原則として被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者

～固定翼輸送機や大型回転翼機を使用した広域医療搬送活動～

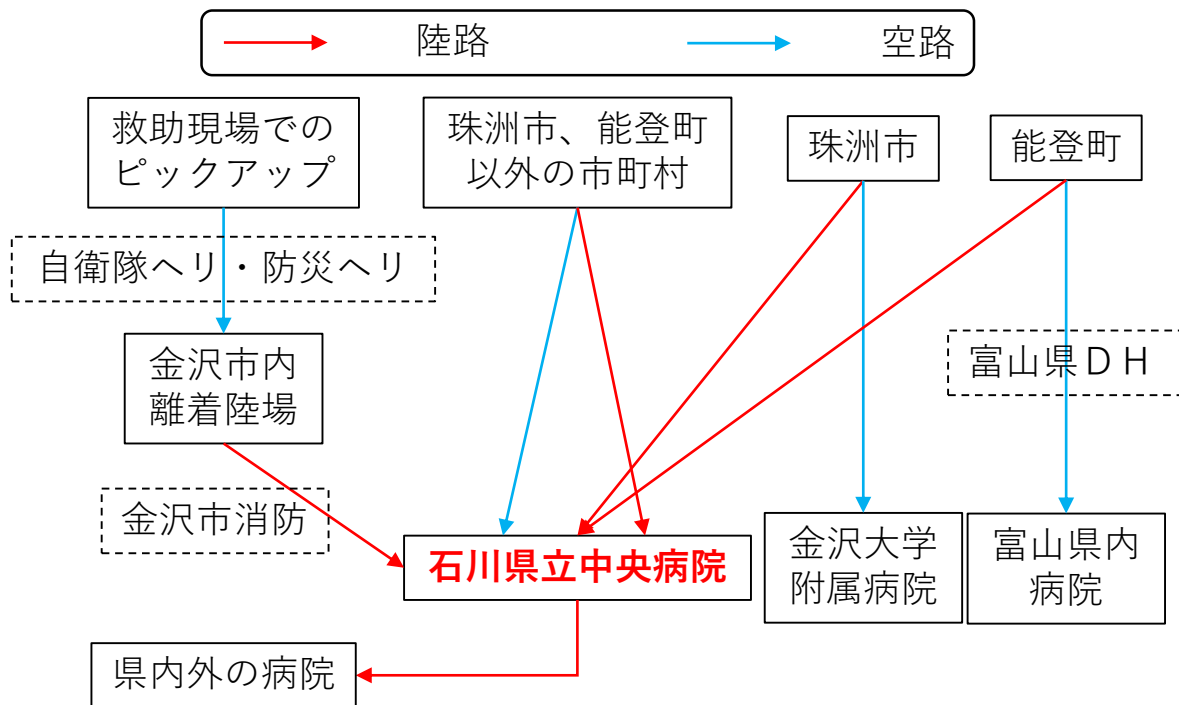


【2-5 災害応急対策の実施：防災情報のページ - 内閣府 (bousai.go.jp)】を参照

# 令和6年能登半島地震における医療搬送体制

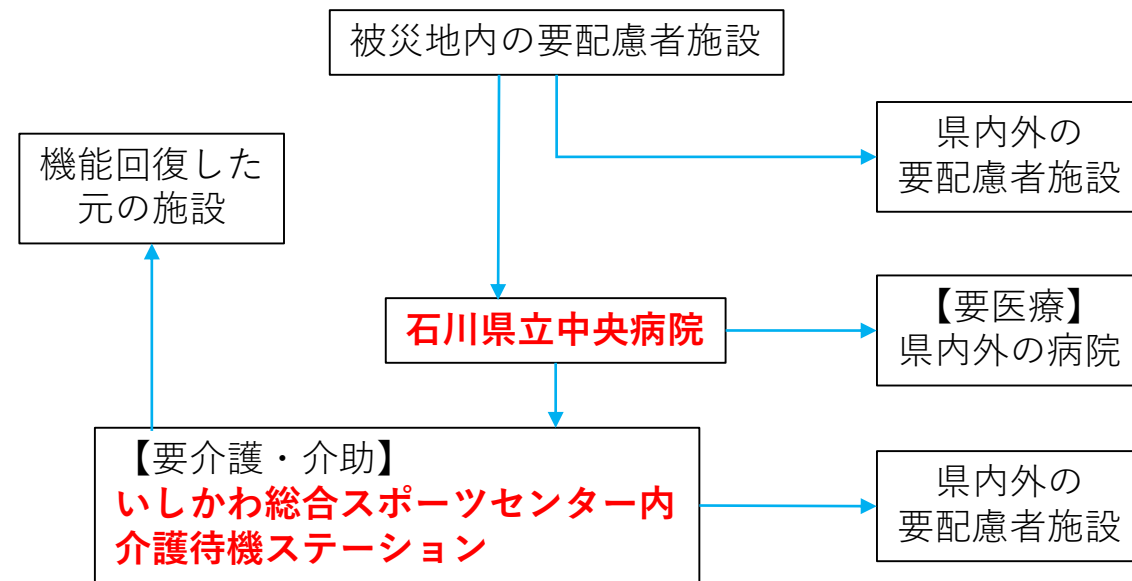
## ○病院等からの搬送

- 対象患者：重症患者（現在の対象患者）  
透析患者等  
（被災地内で対応できない患者）
- 搬送期間：令和6年1月7日まで  
※18日以降に対象外の患者も一定数を搬送
- 搬送手段：主に空路を使用
- 搬送フロー：下図



## ○要配慮者施設からの搬送

- 対象患者：高齢者施設入所者  
障害者施設入所者  
（被災地内での生活が困難な入所者）
- 搬送期間：令和6年1月18日まで
- 搬送手段：主に陸路を使用
- 搬送フロー：下図



令和6年度第1回災害急性期対応研修  
「令和6年能登半島地震におけるDMATの活動について」  
講義スライドを適宜改変

# 災害時における医療搬送体制検討の必要性

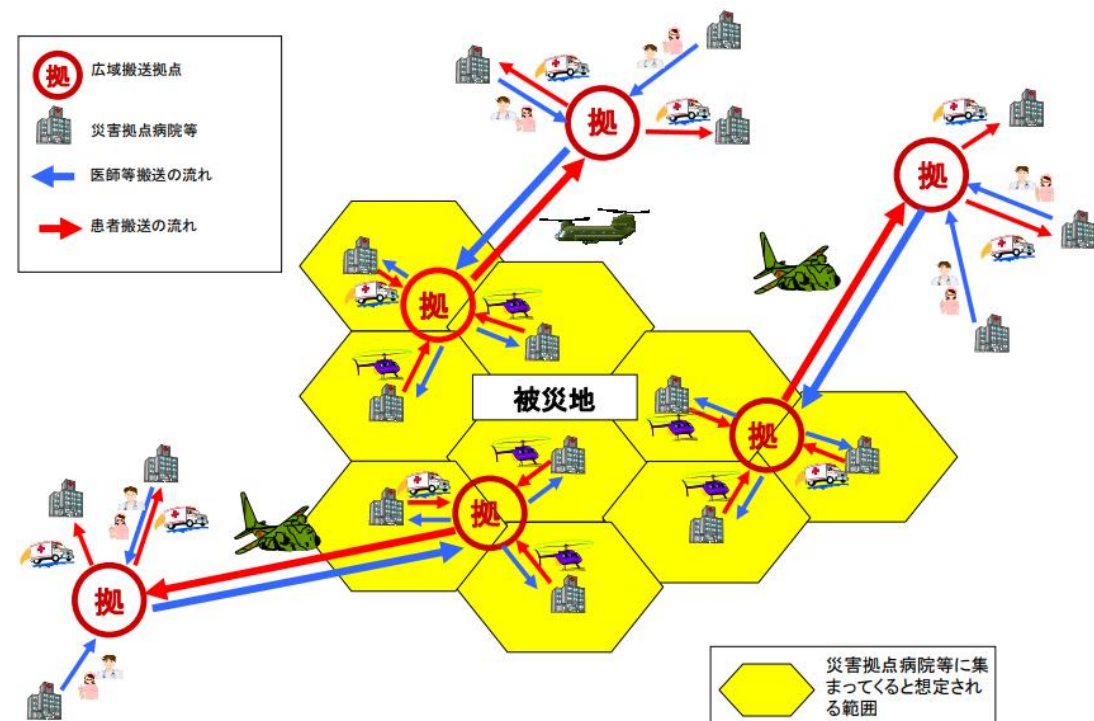
三重県では南海トラフ地震が発生した場合、多数の重傷者の発生や被災医療機関からの転院により県内での医療対応力が不足することが見込まれており、広域医療搬送の実施が必要不可欠となる。

現行の医療搬送体制では、多数の重傷者を発災直後から搬送できる拠点やフェーズによって異なる搬送患者について十分に検討されていないため、令和6年能登半島地震で石川県が運用したMCC（Medical Check Center）を踏まえ、三重県独自の医療搬送体制を検討する。

## ○三重県の被害想定（南海トラフ地震）

医療圏	対応可能入院患者数	重傷者数+病院死者数	要転院患者数	医療対応力不足数
北勢	1,160	330	300	+ 530
中勢伊賀	880	300	250	+ 330
伊勢志摩	380	2,960	130	- 2,710
松阪・東紀州	560	2,520	100	- 2,060
合計	2,980	6,110	780	- 3,910

## ○広域医療搬送体制イメージ（現行）

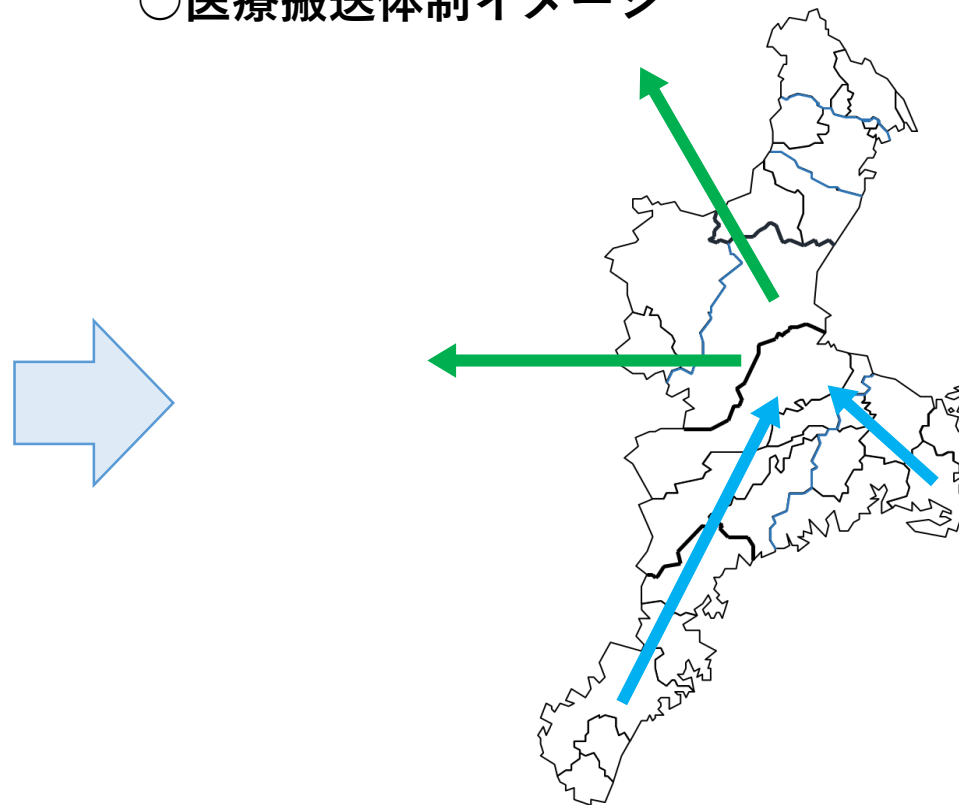


# 三重県における医療搬送体制（イメージ）

## ○フェーズごとの対象患者・一次搬送拠点（MCC）

搬送フェーズ	対象患者	MCC
発災から 3日以内	重症患者 (現在の対象患者)	災害拠点病院
発災から 3日以降	医療を要する患者 (被災地内で対応できない患者)	災害拠点病院
	社会福祉施設の入所者 (被災地内での生活が困難な入所者)	一時待機施設 (SCU 他)
	病院等機能が低下した 病院・施設の入所者	一時待機施設 (SCU 他)

## ○医療搬送体制イメージ



## ○一次搬送拠点（MCC）のメリット

発災から  
3日以内

- ・ 災害拠点病院をMCCとすることにより、発災直後から患者の搬送ができる。
- ・ 患者の状態によっては一次搬送先にそのまま入院ができる。

発災から  
3日以降

- ・ 被害が大きい地域における医療負担の軽減ができる。
- ・ SCUを活用した大型ヘリによる大人数の搬送ができる。